

給付金の手続きが始まります

定額減税調整給付金

詳細は
2面を
ご覧ください

対象となる方

以下の①と②の両方にあてはまる方

- ①豊島区で令和6年度住民税所得割が課税されている方、または令和6年分所得税が課税される見込みのある方。
- ②定額減税により減税しきれないと見込まれる方。
※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

給付額

- 定額減税しきれない金額(差額)を給付します。
(1万円単位切り上げ)

お知らせ発送時期

- 豊島区から対象となる方へ**7月16日(火)**に発送します。

申請窓口

豊島区定額減税調整給付金および
新たな非課税世帯等への給付金窓口

区役所本庁舎2階(南池袋2-45-1)
開設時間/月～金(祝日除く)午前9時～午後5時

令和6年度

新たな住民税非課税世帯 等への給付金

詳細は
3面を
ご覧ください

対象となる世帯

令和6年度新たに世帯全員が住民税非課税、
または住民税均等割のみ課税となった世帯。

《以下の世帯は対象外》

- 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(3万円)および豊島区物価高騰対策臨時給付金(7万円)の対象世帯
- 住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯

給付額

- 1世帯あたり10万円
- 対象世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯は、児童1人あたり5万円



お知らせ発送時期

- 豊島区から対象となる世帯へ**7月1日(月)**に発送します。

申請期限

令和6年10月31日(木)〔必着〕

DV(ドメスティック・バイオレンス)などの理由で避難中の方へ

DVなどで住民票を異動せずに豊島区へ避難している方は、住民票上の世帯主がすでに給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、受給できる可能性がありますので、以下の問い合わせ先にご相談ください。

詳しい給付金の
受給要件については、
お問い合わせ
ください。



問い合わせ先 (コールセンター)

定額減税調整給付金について
その他給付金全般について

☎03-6743-1532

新たな住民税非課税世帯等への給付金について

☎03-6743-2174

受付時間▶ 月～金(祝日除く)午前9時～午後5時



(区ホームページ)

定額減税調整給付金

7月16日(火)
お知らせ
発送

1 令和6年6月から定額減税を順次行います。

所得の種類や徴収方法によって、定額減税の実施方法が異なります。詳細は4面をご参照ください。

定額減税額は税額決定通知書などで確認できます。

定額減税は納税義務者と扶養親族(配偶者を含む)1人につき

所得税 3万円

住民税 1万円

を減税します。

ケース1 配偶者と子どもが納税義務者の扶養である世帯



●納税義務者の減税額

所得税分 3万円 × 3人 = 9万円
住民税分 1万円 × 3人 = 3万円

ケース2 夫と妻がともに納税義務者で、子どもが夫の扶養である世帯



●納税義務者(夫)の減税額

所得税分 3万円 × 2人 = 6万円
住民税分 1万円 × 2人 = 2万円

●納税義務者(妻)の減税額

所得税分 3万円 × 1人 = 3万円
住民税分 1万円 × 1人 = 1万円

計算式 所得税分 3万円 × (納税義務者本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族(16歳未満含む))
住民税分 1万円 × (納税義務者本人 + 同一生計配偶者* + 扶養親族(16歳未満含む))

*控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の分は、令和7年度に減税します。

2 所得税または住民税が減税しきれない場合、減税しきれなかった額(1万円単位切り上げ)を給付します。

所得税と住民税のそれぞれについて、減税前の年税額と定額減税により減税できる額とを比較します。減税しきれない額がある場合は、その合算額を1万円単位で切り上げて給付します。

*減税前の所得税年税額は令和5年分課税情報を基にした令和6年分推計値です。
*減税前の住民税年税額は令和6年度住民税所得割額です。

ケース3(右図)の場合の計算例

【所得税】減税できる額9万円(3人分)に対し、減税前の所得税額7万円のため、2万円減税しきれない。
【住民税】減税できる額3万円(3人分)に対し、減税前の住民税額2万7千円のため、3千円減税しきれない。

所得税で減税しきれない2万円と住民税で減税しきれない3千円を合算した2万3千円について1万円単位で切り上げた3万円を給付します。

ケース3 配偶者と子どもが納税義務者の扶養で、減税前の年税額が所得税7万円、住民税2万7千円の場合



●減税前の年税額

所得税額：7万円
住民税額：2万7千円

給付金の手続きと振り込みまでの流れ

公金受取口座を登録している方
(支給予定通知書)

*令和6年6月下旬に区が公金受取口座情報を確認できた方が対象です。

1 豊島区から給付対象と見込まれる方へ、給付内容などが記載された**支給予定通知書**が届きます。

2 記載内容に誤りがない場合は**申請不要**です。

*以下の場合は手続きが必要です。
●振込口座を変更したい場合
●給付金の受取を希望しない場合
●受給要件に該当しない場合
手続き方法は支給予定通知書をご確認ください。

3 指定の口座に給付金が振り込まれます。
(8月上旬予定)

公金受取口座を登録していない方
(確認書)

1 豊島区から給付対象と見込まれる方へ、**確認書**が届きます。

2 必要事項を記入し、添付書類とともに**令和6年10月31日(木)(必着)**までに豊島区へ**確認書**を郵送または直接提出してください。

3 指定の口座に給付金が振り込まれます。

*豊島区が確認書を受理した日から4週間程度で指定の口座に振り込まれます。書類に不備がある場合や申請が混みあった場合などは、さらに日数がかかることがあります。ご了承ください。

【添付書類】

申請・請求者の本人確認書類の写し
(例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど
受け取り口座を確認できる書類の写し
(例) 通帳、キャッシュカードなど

令和6年度 新たな住民税非課税世帯等への給付金

7月1日(月)
お知らせ
発送

給付金の手続きと振り込みまでの流れ

令和6年度新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税となった世帯



右記の世帯は対象外

- 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(3万円)および豊島区物価高騰対策臨時給付金(7万円)の対象世帯
- 住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯

世帯の全員が、令和5年1月1日以前から豊島区に住民登録されている場合



世帯の中に、令和5年1月2日から令和6年6月3日までに豊島区に転入した方がいる場合(申請書)

世帯主が公金受取口座を登録している場合
(支給予定通知書)

*令和6年6月中旬に区が公金受取口座情報を確認できた方が対象です。

1 豊島区から給付対象と見込まれる世帯へ、給付内容などが記載された**支給予定通知書**が届きます。



2 記載内容に誤りがない場合は**申請不要**です。

*以下の場合は手続きが必要です。
●振込口座を変更したい場合
●給付金の受取を希望しない場合
●受給要件に該当しない場合
手続き方法は支給予定通知書をご確認ください。

3 指定の口座に給付金が振り込まれます。
(7月下旬予定)



世帯主が公金受取口座を登録していない場合
(確認書)

1 豊島区から給付対象と見込まれる世帯へ、**確認書**が届きます。

2 必要事項を記入し、添付書類とともに**令和6年10月31日(木)(必着)**までに豊島区へ**確認書**を郵送または直接提出してください。

3 指定の口座に給付金が振り込まれます。

*豊島区が確認書を受理した日から4週間程度で指定の口座に振り込まれます。書類に不備がある場合や申請が混みあった場合などは、さらに日数がかかることがあります。ご了承ください。

【添付書類】

申請・請求者の本人確認書類の写し
(例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど
受け取り口座を確認できる書類の写し
(例) 通帳、キャッシュカードなど



1 豊島区から給付対象となる可能性がある世帯へ、**申請書**が届きます。

2 必要事項を記入し、添付書類とともに**令和6年10月31日(木)(必着)**までに豊島区に**申請書**を郵送または直接提出してください。

3 指定の口座に給付金が振り込まれます。

*豊島区が申請書を受理した日から4週間程度で指定の口座に振り込まれます。書類に不備がある場合や申請が混みあった場合などは、さらに日数がかかることがあります。ご了承ください。

【添付書類】

申請・請求者の本人確認書類の写し
(例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど
受け取り口座を確認できる書類の写し
(例) 通帳、キャッシュカードなど
住民税課税(非課税)証明書(転入した方全員分)
令和5年1月2日～令和6年1月1日までに豊島区へ転入した方がいる場合
●「令和5年度住民税課税(非課税)証明書」の写し
令和6年1月2日～令和6年6月3日までに豊島区へ転入した方がいる場合
●「令和5年度住民税課税(非課税)証明書」の写し
●「令和6年度住民税課税(非課税)証明書」の写し

原則、口座振込による支給です

金融機関で口座が作れないなどの理由により、口座での受け取りが困難な場合は現金で受け取ることもできます。※要予約

定額減税の実施方法

●所得税

給与所得者	事業所得者等	公的年金受給者
6月の源泉徴収額から順次減税	原則、確定申告時に減税 (予定納税をされている事業所得者は、7月の第1期分の予定納税額から順次減税)	6月の源泉徴収額から順次減税

●住民税

給与からの特別徴収	普通徴収	公的年金からの特別徴収
6月の徴収分は0円 減税した後の税額を7月以降に11等分し徴収	6月の納付分から順次減税	10月の徴収分から順次減税

Q&A

Q

豊島区から定額減税調整給付金を受けるためには、いつ時点で豊島区に住んでいる必要がありますか。

A

令和6年1月1日時点で住民登録をしている方が対象です。
令和6年1月2日以降に転入した方は、以前にお住まいの自治体にお問い合わせください。

Q

令和6年分の所得税はまだ確定していませんが、なぜ減税しきれない額がわかるのですか。

A

国が作成した算定システムを用いて、令和5年中の所得情報などをもとに令和6年分の所得税を推計し、減税しきれない額を算定しています。

Q

令和6年分の所得税額は推計値とのことです。年末調整や確定申告で所得税が確定したことにより、給付金額に不足が生じた場合はどうなりますか。

A

令和7年以降に追加給付予定です。

Q

電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(3万円)および豊島区物価高騰対策臨時給付金(7万円)をもらったのですが、令和6年度新たな住民税非課税世帯等への給付金はもらえるのでしょうか。

A

対象外です。

Q

定額減税の扶養親族数は、別世帯の扶養親族も含まれますか。

A

別世帯の扶養親族も含まれます。
ただし、国外居住の扶養親族は除きます。



定額減税調整給付金および新たな非課税世帯等への給付金をかたる「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自治体や内閣府などがATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、給付のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。